

建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) 第五条第一項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)
- 二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)
- イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(一般廃棄物処理施設)

第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。

二 法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所(以下「水面埋立地」という。))にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)とする。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可の経緯について

敷地の位置：富士市大野字大野北 61 番（第 1 ステーション）

■破砕機①

- ・ 第 1 回許可（平成 17 年 10 月 13 日 第 46 号）
破砕処理施設（産業廃棄物）
処理品目：廃プラスチック類、木くず、がれき類

■破砕機②

- ・ 第 1 回許可（平成 17 年 10 月 13 日 第 46 号）
破砕処理施設（産業廃棄物）
処理品目：木くず

敷地の位置：富士市大野字大野北 60 番 1、60 番 2（第 2 ステーション）

■破砕機③

- ・ 第 1 回許可（平成 27 年 12 月 11 日 第 30 号）
破砕処理施設（産業廃棄物）
処理品目：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
- ・ 第 2 回許可（平成 29 年 6 月 8 日 第 8 号）
既存破砕処理施設の処理品目に一般廃棄物を追加
処理品目：可燃ごみ（衣類・布団類） ※処理能力に変更なし

■破砕機④

- ・ 処理能力が基準以下の為、許可対象外
破砕処理施設（産業廃棄物）
処理品目：廃プラスチック類

■焼却施設

- ・ 第 3 回許可（令和 3 年 3 月 9 日 第 14 号）
焼却施設（産業廃棄物）
処理品目：廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
紙くず、木くず 等